



【犯罪被害者等法律援助用】 立担保援助申込書

※犯罪被害者等法律援助業務における立担保援助は、犯罪被害者等代理援助開始決定とは別に決定が必要であり、検討の結果、立担保援助ができない場合があります。

			援助番号		
作成日	年 月 日	受任者	登録番号		
被援助者氏名			加害者氏名		
生年月日	年 月 日				
申込事件	<input type="checkbox"/> 債権仮差押 <input type="checkbox"/> 不動産仮差押 <input type="checkbox"/> その他()				
◆ 本案事件					
本案事件における請求権の内容					
本案事件の訴状等					
<input type="checkbox"/> 本案事件の訴状等作成済み <input type="checkbox"/> 本案事件の訴状等未作成 ※訴状等の写しを併せて提出ください					
本案事件の概要・勝訴見込みについて(立担保援助は勝訴の見込みがあることが必要となります。) ※勝訴の見込みを裏付ける資料を提出ください。なお、追加の資料の提出を求められることがあります。					
◆ 保全事件					
保全の必要性					
保全対象財産()には対象物を具体的に記入ください ※不動産の場合は、その登記簿謄本及び評価証明書(いずれも写し)を提出ください					請求債権額
<input type="checkbox"/> 債権() <input type="checkbox"/> 不動産() <input type="checkbox"/> その他()					()円
<input type="checkbox"/> 債権() <input type="checkbox"/> 不動産() <input type="checkbox"/> その他()					()円
<input type="checkbox"/> 債権() <input type="checkbox"/> 不動産() <input type="checkbox"/> その他()					()円
担保(見込み)額	万円				
保全申立書の作成	<input type="checkbox"/> 作成済(申立書写しを提出してください。) <input type="checkbox"/> 未				
保全申立(予定)時期	〔 年 月 日〕				
※本案事件の敗訴判決が確定した場合、センターは、被援助者に対し、担保取消手続をとることができなかった金額又は民事保全手続等の相手方に支払った金額について立替金として償還を求めますのでご注意ください。					